■議案第７４号　四万十町特別会計条例の一部を改正する条例について

【要旨】

住宅新築資金等貸付事業は、住宅及び土地の取得費のほか、住宅改修費の貸付及び回収を行う事業です。

このうち貸付事業は、平成８年度に終了しており、現在では、債権の管理回収業務について四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計で財務管理を行っています。

本事業の実施にあたっては、貸付金元金に起債を活用していましたが、平成２８年度中に起債の償還が完了したことに伴い会計処理を簡素化するため、会計事務を一般会計に移行するものです。

【改正内容】

四万十町特別会計条例から住宅新築資金等貸付事業特別会計を削除します。

【新旧対照表】

四万十町特別会計条例（平成 18 年四万十町条例第 46 号）抜粋

改正後	改正前
（設置） 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 （１）　四万十町国民健康保険特別会計　国民健康保険事業 （２）　四万十町国民健康保険大正診療所特別会計　診療事業 （３）　四万十町国民健康保険十和診療所特別会計　診療事業 （４）　四万十町大道へき地診療所特別会計　へき地診療事業 （５）　四万十町後期高齢者医療事業特別会計　後期高齢者医療事業 （６）　四万十町介護保険事業特別会計　介護保険事業 （７）　四万十町簡易水道事業特別会計　簡易水道事業 （８）　四万十町農業集落排水事業特別会計　農業集落排水事業 （９）　四万十町下水道事業特別会計　下水道事業	（設置） 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 （１）　四万十町国民健康保険特別会計　国民健康保険事業 （２）　四万十町国民健康保険大正診療所特別会計　診療事業 （３）　四万十町国民健康保険十和診療所特別会計　診療事業 （４）　四万十町大道へき地診療所特別会計　へき地診療事業 （５）　四万十町後期高齢者医療事業特別会計　後期高齢者医療事業 （６）　四万十町介護保険事業特別会計　介護保険事業 （７）　四万十町簡易水道事業特別会計　簡易水道事業 （８）　四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計　住宅新築資金等貸付事業 （９）　四万十町農業集落排水事業特別会計　農業集落排水事業 (10)　四万十町下水道事業特別会計　下水道事業